



新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により自己都合離職された方は、正当な理由のある自己都合離職として給付制限を適用しないこととしました。

令和2年2月25日以降に、以下の理由により離職した方は「特定理由離職者」として、雇用保険求職者給付の給付制限を受けません。既に給付制限期間中の方も、給付制限期間が適用されない特例措置があります。

<「特定理由離職者」となる場合>

- ①同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより
看護または介護が必要となったことから自己都合離職した場合
- ②本人の職場で感染者が発生したこと、または本人もしくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子（小学校、義務教育学校*1、特別支援学校*2、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園などに通学、通園するものに限る）の養育が必要となったことから自己都合離職した場合
*1 小学校課程のみ *2 高校まで

<雇用保険求職者給付の手続がお済みの方へ>

○給付制限期間に入っている方（待期満了後の方）は、失業の認定を受けることができます。

○ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）にかかわらず、早い時期から給付が受けられる可能性があります。

上記①～③の内容の確認書類をご準備の上、下記お問い合わせ先にご相談ください。

確認書類の例：①診断書、診療明細書、住民票の写しなど

②職場の証明、住民票の写し、母子健康手帳など

③学校などからの休校のお知らせ、住民票の写しなど

■お問い合わせ先■

ハローワーク布施 雇用保険給付課 電話 06-6782-4221（11#）



厚生労働省・労働局・ハローワーク

LL02501保01

